

第 2 9 回 定 例 総 会
議 事 録

期 日

令和元年 1 2 月 1 7 日開会

令和元年 1 2 月 1 7 日閉会

米沢市農業委員会

令和元年12月17日(火)午前9時30分 米沢市農業委員会第29回定例総会を米沢市役所庁議室に招集した。

出席委員(18名)

1番 伊藤精司 委員	8番 佐久間英之 委員	16番 山王堂民榮 委員
2番 小関善隆 委員	9番 上村貞義 委員	17番 大野澤進 委員
3番 江口益美 委員	10番 古畑功一 委員	18番 鈴木晃子 委員
4番 遠藤伊一 委員	11番 高橋秀治 委員	19番 田代昇一 委員
5番 樋渡由美 委員	12番 菅野英一郎 委員	
6番 二宮啓一 委員	14番 高橋祐弘 委員	
7番 高橋信夫 委員	15番 大橋久芳 委員	

欠席通告委員(1名)

13番 我彦正福 委員

遅刻通告委員(なし)

農業委員以外の出席者(なし)

会議に出席した事務局職員(7名)

事務局 長	宍戸 徹 朗
事務局長補佐兼農政振興主査	目崎 秀 也
農地 主 査	相田 悦 志
主 査	永 峯 明 美
主 査	瀧 口 圭 史
主 任	吉 田 潤
主 事	須 貝 祐 太

会議に付議した事項

1. 提出議題

- | | |
|------|--------------------------------|
| 報第1号 | 遊休農地に係る農地パトロールの結果報告について |
| 報第2号 | 農地法等に係る農地パトロールの結果報告について |
| 議第1号 | 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について |
| 議第2号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について |
| 議第3号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 議第4号 | 農用地利用集積計画について |

開 会 午前9時30分

目崎補佐

ご苦労さまでございます。

ただいまから第29回米沢市農業委員会定例総会を開会いたします。

初めに、「農業委員会憲章」の唱和でございますが、10番 古畑委員のご発声をお願いいたします。

(唱和)

ありがとうございました。

それでは、次に、伊藤会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長

皆さん、おはようございます。

きのうも寒かったわけですが、きょうもまた寒くなったということで、やっぱり米沢は雪が降らないと寒いのかなと思います。しかし、天気予報を見ますと当分雪が降らないような予報でありまして、除雪関係とかスキー場関係者は大変心配しているのではないかなと思っている次第であります。

ことしは暖冬ということではありますが、きょうの新聞に出ておったわけですが、暖冬だからといって、温暖化だからといって降雪量が少なくなるわけではないということが新聞に載っておりましたので、雪も降るかもしれないということで載っておりましたので、ほどほどに降ってもらいたいものだなと思っている次第であります。

先日の農事相談、忘年会、皆さんに参加していただきまして、大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。今農政においては、食料・農業・農村基本計画の見直しということで、今盛んに議論されているわけですが、その中で、食料安全保障に伴う自給力、自給率を上げるということが大きなテーマになっているということでございますので、その辺、農業委員会に関しても、優良農地を残さないと自給力を上げることができないということでありますので、我々の使命もなお一層大きくなっていくんじゃないかなと、こう感じているわけであります。

きょうは令和元年の最後の定例総会ということでございますので、ご協力よろしくお願ひしたいと思います。大変お忙しい中、きょうもありがとうございます。

目崎補佐

ありがとうございました。

それでは議事に移りますが、総会の議長は米沢市農業委員会会議規則第4条の規定によりまして会長が務めることになっておりますので、伊藤会長、よろしくお願ひいたします。

議 長

それでは、私のほうで議事の進行をさせていただきます。

米沢市農業委員会会議規則第3条の規定による本日の欠席委員は、13番

我彦正福委員であります。19名中18名の出席でありますので、よって、本日開催の定例総会は成立いたしました。

今回の議事録署名委員には、6番 二宮啓一委員、8番 佐久間英之委員を指名いたします。

それでは、早速審議に入りますが、議案の訂正や議事運営について事務局からございますか。

目崎補佐

(挙手)

議長

目崎補佐。

目崎補佐

議案の訂正を1件お願いいたします。

報第1号 遊休農地に係る農地パトロールの結果報告について、であります。先日開催されました遊休農地対策委員会での協議結果を踏まえまして、2番の遊休農地面積の数値の変更が必要となりましたので、本日配付いたしましたお手元の議案書との差しかえをお願いいたします。

以上でございます。

議長

ただいまの訂正を含めまして、議事を進めさせていただきます。

初めに、報第1号 遊休農地に係る農地パトロールの結果報告について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

相田主査

(挙手)

議長

相田農地主査。

相田主査

報第1号 遊休農地に係る農地パトロールの結果報告について、ご報告申し上げます。

本件につきましては、本年8月26日から30日にかけて、農業委員の皆様、農地利用最適化推進委員の皆様方、事務局員同行にてパトロールを実施いただいたところでございます。

パトロールにつきましては、主に1について関係いたしますが、一つは、昨年度の意向調査の結果を受け「自ら耕作者を探す」または「耕作する」などの回答がなされた農地、さらには未回答だった土地の現状等を調査し、農地の有効利用または適正な管理がなされているか否かの確認が目的となるところでございます。

この結果、有効利用または適正な管理がなされていなかった土地については、国で示す「農地法の運用について」に従って、中間管理機構による事業を利用するように勧告等を行うことと定められてございます。

またもう一つは、主に2について関係いたしますが、新たに発生している遊休農地がないかどうか早期の発見をお願いして、早期であれば解消も比較的容易になるというわけでございますので、荒廃化が進む前に発見して、所有者の方へ意向を確認するという目的、この2点の観点で皆様に調査をしていただいたとこ

ろでございます。

それでは、1の前年度の意向調査の結果を受けての遊休農地の状況につきましてですが、詳細は議案書記載のとおりでございます。対象農地につきましては合計27筆ございまして、地積の合計が28,217.44㎡でございます。おのおの結果につきましては、この表の右側に記載してございますので、ご確認をお願いいたします。

今後は、この結果を受けまして、先般開催されました遊休農地対策委員会での協議内容も踏まえながら、解消・適正利用に向けて対応を図る必要があるものと考えてございます。

また、次の2につきましてです。遊休農地（新規確認分）についてですが、今年度は旧市ほか4地区での合計が、筆数にいたしますと14筆、地積8,178.00㎡の確認となっております。これらの遊休農地につきましては、所有者の方に対しまして「農地法の運用について」に従って意向調査を実施していくという計画でおりますので、ご承知おきをお願いしたいと思います。

以上、報告でございます。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、報告事案でもありますので、以上で報第1号 遊休農地に係る農地パトロールの結果報告について、を終わります。

次に、報第2号 農地法等に係る農地パトロールの結果報告について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

相田主査
議 長
相田主査

(挙手)

相田農地主査。

報第2号 農地法等に係る農地パトロールの結果報告について。

こちらにつきましては、番号順に各担当のほうから報告といたしますので、よろしくをお願いいたします。

議 長

それでは、順番に報告をお願いします。

なお、意見並びに質問は、報告後に一括にてお願いいたします。

永峯主査
議 長
永峯主査

(挙手)

永峯主査。

1. 農地法第3条についてです。耕作の状況について、一部未耕作地がありますが、おおむね適正に管理されておりました。

以上、ご報告いたします。

瀧口主査
議 長
瀧口主査

(挙手)

瀧口主査。

次のページにいきまして、2. 農地法第4条・5条に関して説明をさせてい

たきます。確認は17件行いまして、詳細は議案書記載のとおりとなります。進捗状況が未着工以外の場所につきましては、転用目的どおりに事業が行われております。未着工の事業につきましては、引き続き定期的な状況報告書の提出を促してまいります。

私からは以上です。

須貝主事
議長
須貝主事

(挙手)

須貝主事。

3. 農地利用集積計画。氏名、地番、耕作状況につきましては記載のとおりとなっております。確認しました箇所につきましては全て耕作されておりました。以上で報告を終わります。

以上です。

議長
全委員
議長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、報告事案でもありますので、以上で報第2号 農地法等に係る農地パトロールの結果報告について、を終わります。

続いて、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、を議題といたします。

12番、退席。

(菅野英一郎委員 退室)

議長

それでは、先に受理番号26号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

永峯主査
議長
永峯主査

(挙手)

永峯主査。

議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知についてのうち、受理番号26号について、農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知がありましたので、その確認を得るため委員会に付議いたします。

申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は田のみ29筆 11,615.61㎡、よって合計も同様でございます。

受理番号26号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議長
全委員
議長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、受理番号26号について、議案書のとおり確認することに異議あ

りませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、受理番号26号について、議案書のとおりであることを確認いたしました。

(菅野英一郎委員 入室)

議長 先の受理番号26号を除く受理番号24号から25号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

永峯主査 (挙手)

議長 永峯主査。

永峯主査 議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知がありましたので、その確認を得るため委員会に付議いたします。

受理番号26号を除く24号から25号の計2件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は田のみ6筆 5, 747. 00㎡、よって合計も同様でございます。

受理番号24号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号25号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、受理番号24号から25号について、議案書のとおり確認することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、受理番号24号から25号について、議案書のとおりであることを確認いたしました。

次に、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。受理番号57号から67号までを上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

永峯主査 (挙手)

議長 永峯主査。

永峯主査 議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可について。下記農地について、農地法第3条第1項の許可申請がありましたので、その可否を求めるため

委員会に付議いたします。

受理番号57号から67号の計11件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は田2筆 390.00㎡、畑22筆 7,380.00㎡、合計24筆 7,770.00㎡です。

受理番号57号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は兼業による経営縮小のための売買です。

受理番号58号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号59号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号60号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号61号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号62号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号63号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号64号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は自作地相互の交換です。

受理番号65号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は自作地相互の交換です。

受理番号66号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号67号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は高齢化による経営縮小のための売買です。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長
4 番
議 長
4 番

この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。

(遠藤伊一委員 挙手)

4番。

4番 遠藤伊一です。

私のほうから議第2号についてご報告いたします。57号、58号、59号、60号、61号、62号、63号、66号を報告いたします。

申請人、渡人については記載のとおりであります。

最初に57号から報告いたします。57号は、〇〇の△△△△の〇〇という地番でありますけれども、△△△△は皆さんご存じだと思いますけれども、その〇〇を挟んで東側にある畑であります。この畑を△△さんが売買で買いたいという案件でありまして、これは問題はないと思います。

58号であります。58号と59号、60号、61号、62号、この5件の案件は全て関連でありますけれども、〇〇〇〇さんですが、この方の自宅の近くにある畑の区画をよくして耕作したいという、案件でありましたので、一つ一つご説明をいたします。

58号ですけれども、〇〇〇〇さんが△△△△さんに売買するという案件でありまして、この〇〇〇〇さん、また59号に出てきますけれども、△△△△さんのちょっと離れた場所に土地があったわけでありまして、これを交換したいという案件で、全てその△△△△さんの自宅の近くに全部土地を集積したいということで、これは現地確認をしてきましたけれども、問題はないと思います。

59号ですけれども、先ほど言いましたけれども、〇〇〇〇さんと交換したという案件であり、これも問題はないと思います。

60号であります。60号も〇〇〇〇さん、△△△△さんとの売買でありますけれども、この件も交換したいという案件で、これも問題はないと思います。

61号です。61号ですが、これは今度〇〇さんの土地を△△さんと交換して売買するという案件で、これも問題はないと思います。

62号です。62号も同じような案件でありまして、これも交換をしたいということで、全て△△△△さんが耕作地の区画をよくするために、点在していた土地を交換売買するという案件であり、耕作環境も大分よくなるし、お互いに利点のある案件だなと思って見てきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、63号です。63号は、〇〇さんが△△△△さんの土地を求めたいということで、現在畑として利用しておりますけれども、〇〇さんはこの隣あたりでもデントコーンを耕作しておりますので、そこを環境整備して飼料作物を植えたいということでありましたので、これは問題はないと思います。

その下の66号です。66号は、場所については〇〇というところで、△△△△で行きますと新しくバイパスに行き当たるんですけれども、トンネルの手前に、その〇〇という集落に入る道路があります。入ってすぐのところこの△△△△さんの土地があるわけでありましてけれども、これは畑として利用していますけれども、隣は〇〇さんでデントコーンを耕作しておりますので、今後集約利用したいというので、この売買であります。この件も間違いはありませんので、報告いたします。

よろしくお願いいたします。

議 長 次、64号。

16番 (山王堂民衆委員 挙手)

議 長 16番。

16番 16番 山王堂です。

議第2号、受理番号64号、65号について、2つとも関連していますので一緒に、会長にかわって報告いたします。

自作地相互交換をするための申請です。渡人、受人、地番、地目、面積は議案書記載のとおりです。調査は12月6日、申請人より行いました。申請地は〇〇〇〇地区にあります。△△さんと〇〇さんの土地は隣接しており、交換することによって効率的な作業ができるということです。申請地を交換することによって、近隣農地の作業の効率化等に支障を及ぼすおそれはなく、何ら問題ないと考え、許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

12番 (菅野英一郎委員 挙手)

議 長 12番。

12番 12番 菅野です。

67号をご説明いたします。

今月の初めに、〇〇さん宅にお伺いしまして、この案件のお話を聞いてきました。これは△△さんの畑が点在しており、それを〇〇さんが借りていた土地です。自分は耕作できないので△△さんを買ってほしいということで、売買に相りました。問題ないと思われます。

議 長 ご苦労さまでした。

それでは、ただいまの受理番号57号から67号について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議 長 ないので、受理番号57号から67号について、許可することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することにいたしました。

次に、議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。受理番号32号から39号までを上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査 (挙手)

議 長 瀧口主査。

瀧口主査 議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5

条第1項の規定による売買または賃貸借等による農地の転用申請について、受理番号32号から39号の計8件で、田2筆 369.80㎡、畑13筆 3,164.38㎡、合計15筆 3,534.18㎡となります。

受理番号32号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は建売分譲（5棟）です。こちらは2種農地で、市街地近傍の小集団の農地です。

受理番号33号 渡人 ○○○○、受人 △△△△ △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は雪捨て場の造成です。こちらは2種農地で、中山間地等の小集団の農地です。

受理番号34号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は雪捨て場の造成です。こちらは2種農地で、中山間地等の小集団の農地です。

受理番号35号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は雪捨て場の造成です。こちらは2種農地で、中山間地等の小集団の農地です。

受理番号36号 渡人 ○○○○、受人 △△△△ 外1名、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は一般住宅の建設です。こちらは1種農地で、集落接続です。

受理番号37号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は雪捨て場の造成です。こちらは1種農地で、既存施設の拡張です。

受理番号38号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は雪捨て場の造成です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号39号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は工事用通路及び資材置場の設置です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

なお、受理番号39号につきましては、市発注の水路工事に伴いまして、工事受注者が工事車両の通路と資材置場を確保したいための一時転用許可申請となりますが、本来であれば許可後に使用すべきところ、申請が必要なことを知らずに10月から使用していたということのため、適正に手続するよう指導及び願末書を提出させております。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長
1 7 番
議 長

この件について調査された委員は、調査結果について説明を願います。
(大野澤進委員 挙手)
17番。

1 7 番

1 7 番 大野澤です。

議第 3 号、受理番号 3 2 号をご説明いたします。

申請人、土地の表示等は議案書記載のとおりであります。去る 1 2 月 6 日、午前 1 0 時ころでありましたけれども、〇〇さん宅を訪れお話を聞いてきました。渡人の〇〇〇〇さんは高齢で、病院に行ったということでちょっと話はできませんでしたが、△△さんの長男さんの嫁さんだと思いますけれども、話を聞いてきました。申請地は畑でありますけれども、面積的にも広いと。ことしまで野菜を作付しておりましたけれども、この畑を全部埋める作物は作れないということで、野菜を作らない場所につきましては休耕中でしたが。これにつきましても、住宅地なものですから、隣近所に迷惑をかけるという話でもありました。これを、地図にも載っておりますけれども、斜線の部分の左になるわけですが、宅地、原野ということで併用地であります。ここを不動産業の〇〇〇〇のほうで買っていて、建売住宅 5 棟を建設するというものであります。場所につきましては、△△△△から入りまして、〇〇〇〇の交差点の手前から、△△なんですかね、そこをずっと行きまして、旧道との交わりのちょっと手前になります。周りはこのような住宅地でもありますし、事前着工等もありませんでしたので、何ら問題ないかなと思いますので、よろしくご審議のほうお願いしたいと思います。

以上です。

議 長

次に、3 3 号。

1 6 番

(山王堂民衆委員 挙手)

議 長

1 6 番。

1 6 番

1 6 番 山王堂です。

議第 3 号、受理番号 3 3 号について調査結果を報告します。

冬期間の雪捨て場として利用するための申請です。渡人、受人、地番、面積は議案書記載のとおりです。調査は 1 2 月 3 日に、申請人代理の行政書士とともに行いました。申請地は〇〇〇〇の、△△△△がありますが、その向かい側、西側にちょっと入ったところの〇〇〇〇の隣地です。工場の雪捨て場が少ないというので、新たに造成したいということです。現地調査を行ったところ、隣接地に農地はありますが、事業計画上影響はないものと判断し、事前着工もありませんので、許可相当と考えます。ご審議をよろしくお願いします。

議 長

3 4 号。

1 6 番

3 4 号については、会長の調査議案ですが、かわりに報告させていただきます。

売買により申請地へ雪捨て場を造成するための申請です。渡人、受人、地目、地番は 3 4 号、3 5 号とも議案書記載のとおりです。調査は 1 2 月 6 日、申請

人より行いました。申請地は同じく〇〇〇〇の△△△△から細い道を西へ行ったところであります。あともう一カ所は、同じところなんですけれども、〇〇〇〇の次の信号を右に入って橋を渡る前を右にちょっと入ったところ、川沿いのソバを作っている農地であります。ここは私が毎年ソバ刈りをしているところで、現地確認もしてまいりました。受人の自宅は境界近くに建設されており、屋根からの雨水、雪などが渡人の農地に落ち迷惑をかけているということから、申請地を譲り受けて利用したいとのことでした。隣接地には渡人の所有の土地が残っていますが、何ら問題ないとし、許可相当と考え、委員各位のご審議をお願いいたします。

以上です。

議 長
1 2 番
議 長
1 2 番

36号。
(菅野英一郎委員 挙手)

12番。

12番 菅野です。

この間の7日の土曜日、〇〇〇〇さん宅へ行ってお話を聞いてまいりました。この△△さんは孫娘さんの旦那さんでございまして、現在は、アパート住まいですので、うちの前の畑に住宅を建てて孫を住ませたいということになりました。事前着工等もなく、本当はもっと早く建てたかったけれども農振除外的関係もあってというお話でございましたが、大丈夫だと思われまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長
2 番
議 長
2 番

37号。
(小関善隆委員 挙手)

2番。

37号についてご説明申し上げます。

渡人の〇〇〇〇さん、現在△△にお住まいであります。受人の△△さんは△△の〇〇、△△△△を経営しているということであります。12月4日に現地確認をしてお話を聞いたところであります。地図を見ていただきたいと思ひますけれども、〇〇〇〇、これ倒産をしました。そして、それを△△△△の〇〇さんが求めたというときに、その37号のこの細長いところ、これが田んぼのままの登記であったと。求めたのは田んぼ以外でしたけれども、ここも軒下で真っすぐの状態でも求めたいということでありました。その隣は畑でありまして、実際ここ田んぼになっていますけれども、田んぼの状態ではなく、行ったときは休耕状態で雑草が生えておりましたけれども、隣の人に聞いても、そこが田んぼだったという記憶がないということで、多分ここを作る時からこういう状態であったのではないかなと思われまして、ここを転用しても何ら問題はないと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

議 長 38号。
9 番 (上村貞義委員 挙手)
議 長 9番。
9 番 9番 上村です。
38号、39号をご説明いたします。議案書と地図をごらんいただきながら説明申し上げます。

38号から。38号は、〇〇の△△さん、ちょうど〇〇〇〇の裏側あたりのお寺さんになるわけですが、その△△さんが〇〇さんの畑を転用して雪捨て場にしたいという申請です。現地等確認しますと、確かにちょうどお寺さんの建物と隣接してしまっていて、雪捨て場として適当なんじゃないかなというふうに見てきました。現地確認等での事前着工はありません。申請人代理人ですが、〇〇行政書士なんです、聞き取りをしまして、そういった議案書どおりの申請で間違いないということでありました。

39号。39号は、先ほど事務局より一時転用のというお話でしたが、場所は〇〇、△△のちょうど裏側というか西側になります。〇〇沿いといたしますか、そこから申請地のマークがあるんですが、その先に水路工事を今やっています。そのための作業用道路とかそういったことでの資材置場等での一時転用ということでの申請なんです、ボタンのかけ違いをしまして大変申しわけなかったということ、△△の現場監督なんか平謝りに謝りまして、知らなかったこととはいえこれから気をつけますからということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 それでは、ただいまの受理番号32号から39号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。
議 長 ないので、受理番号32号から39号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。
議 長 異議がないので、議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議第4号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

12番 菅野委員、退席。
(菅野英一郎委員 退室)

議 長 それでは、先に受理番号3号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主事 (挙手)

議 長 須貝主事。
 須貝主事 議第4号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により委員会に付議いたします。
 受理番号3号の1件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田のみ33筆 15,378.61㎡、合計も同様です。
 受理番号3号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。
 以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。
 全 委 員 なし。
 議 長 ないので、受理番号3号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。
 全 委 員 異議なし。
 議 長 異議がないので、議第4号 農用地利用集積計画について、の受理番号3号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。
 菅野委員、入ってください。
 (菅野英一郎委員 入室)

議 長 それでは、先の受理番号3号を除く受理番号1号から13号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。
 須貝主事 (挙手)
 議 長 須貝主事。
 須貝主事 議第4号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により委員会に付議いたします。
 受理番号3号を除く1号から13号の計12件です。内訳としましては、売買による所有権移転が4件、新規の賃貸借権の設定が4件、賃貸借権の再設定が4件となっております。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田26筆 67,264.00㎡、畑10筆 3,938.00㎡、合計36筆 71,202.00㎡です。
 受理番号1号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。
 受理番号2号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。
 受理番号4号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。
 受理番号5号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては

は記載のとおりです。本件は相対による売買です。

受理番号6号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号7号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号8号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号9号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権設定です。

受理番号10号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号11号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号12号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号13号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長
全 委 員

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

議 長

ないので、受理番号3号を除く受理番号1号から13号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

異議がないので、議第4号 農用地利用集積計画について、受理番号3号を除く受理番号1号から13号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

以上で、本日の提出議案についての審議は終了いたしました。

続いて、その他に移ります。

その他、農政振興等に関する改善意見や施策について、話題提供として発言をいただきたいと思ひます。

初めに、2番 小関善隆委員、お願ひします。

2 番
議 長

(小関善隆委員 挙手)

2番。

2 番

それでは、私のほうから。この間の文化センターであった研修会議で、ファシリテーションということで、会議の進め方ということであったんですけども、その研修を寒河江市の文化センターのほうで2日間、推進委員の本田委員

と一緒に行ってまいったところであります。

中にもあったんですけれども、人・農地プランの進め方とか、そういう会議の仕方どうしようかというような研修でありましたけれども、まず一つは、農業委員としては、議長を立てて結論ありきで進めるのではなくて、やっぱり地域の中でみんなが意見を出して合意形成を図っていく、合意形成型の会議だというようなことの研修でした。その手法としては、みんな楽しく、みんな集まった人が全て自由に意見を出し合えるような雰囲気づくりとかをしていくと。そして、誘導して結論を出すのではなくて、みずから話し合った中で合意を作り出していくというような話がありました。

ですので、農林課が、いつの何時から集まってくださいということで今までしていたんですけれども、そうではなくて、やっぱり集落のみんながそういう会議を開かなくてはならないんだというような気持ちになるように、機運を出させていくような活動が必要ではないのかなと思ったところでした。農業委員の方、推進委員の方がそこら辺の田んぼで会ったとか、農作業中に会ったとかいう立ち話の中で、やっぱりそういうのに出ないかというような話題を提供しながらしていくということも、常日ごろの活動の中で大事ではないのかなと思ったところでありました。

集まった手法については、楽しく、お茶菓子を出したりというのをしながらしたほうがいいとか、附箋を使ってとかいろいろあったんですけれども、そういうことをやるにしても、じゃあどこかで準備するというのが必要だと思います。

この間も、農業者との話し合いというのを農業委員会でやったんですけれども、農業委員が出したお金を使ってお茶も出したという、ちょっとそれではおかしいのではないかなと私は思ったんですけれども、やっぱりそういう事業というか、そういう活動をしろと国の先生方も言うておりますし、そういう事業をするに当たっては、ある程度の予算が必要ではないかなと、ソフト面の予算が必要ではないかなと思ったところです。そういう、せめてお茶とかそういうのは、附箋代とかいろんなものについては、使えるような予算がほしいものだなと感じたところでありました。その辺についても、財政的に苦しいかもしれませんが、考慮していただければなと思ったところでありました。

3年間、いろいろ今まで新制度になってやってきたんですけれども、なかなか集落のほうでの座談会なり、そういう話まで至らなかったと思いますので、これから1カ所でもそういう場が設けられればなと思っているところでもあります。

以上であります。

議長

ありがとうございます。

次は、江口委員であります、12番の菅野委員が10時半までということで、次の会議があるそうですので、中座されるかもしれませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

では、3番 江口委員、お願ひします。

3 番
議 長
3 番

(江口益美委員 挙手)

3番。

私からは、今職務代理からもありましたけれども、農業委員と農業者との意見交換会、これからもこの話題で話があると思いますけれども、やはり思っているのは、担い手、後継者、この育成といいますか、そういう不足が一番問題だなと思っております。

私の集落でも、本当にもう60歳以上の方々が今農業を一生懸命頑張っているわけでありましてけれども、なかなか後継者がいない、できないというところが本当に問題だなと思っております。

これにつきましては、未整理田の解消はもとより、この間の若い人からのお話にもあったわけでありましてけれども、個人で機械を買うに当たっての助成金がない。これは3人以上の集まりでないとなかなか国では予算が出ないというお話でありましたけれども、やはり後継者を残すには、10ヘクタール以上ぐらい集めたらそれなりの助成金を考えていかなければならないのかなというふうな一つの問題があるのかなと思っております。

なぜ後継者がいないのかなと私なりに考えますと、私も今農業をやっておりますけれども、全然機械代に持っていかれてしまって、全然もうかるような農業ができていないというのが現状だなと思っております。

そういった中で、後継者を募るには、一つ魅力あるものは何だといったら、昔俺たちのころは、生産物もそれなりに高い、米も高かった、そういった時代でありましたので、後継者は何も言わなくても残ってきたというのが現状でありました。今はとてもじゃないけれども、農業委員会あるいは推進委員が幾ら田んぼを集めろと言っても、若い世代ももう目いっぱいな状況である中で、しかも生産物がそれほど高い値段で販売できないという問題もありながら、全然もうからないものに魅力を感じるというのは、なかなかこれは行政でも、継げと言われても、ここに行政の方がおられますけれども、その方々にも何で農業後継者が出ないのか、かえって投げかけたいという思いであります。我々農業委員、推進委員が幾ら田んぼをある程度の値段でお貸しする、受けるとなっても、なかなか魅力がないものについて後継者を集めるというのは、なかなか至難の業であると思っておりますので、行政でも支援を、農業をやるという方々についての支援はある程度国でも支えがあるわけでありましてけれども、市、県、国でも、機械を買うに当たっても、何をするに当たっても、とにかく農業経営をや

りやすいように助成も必要ではないかなと思われま。

そういったところで、我々も土地改良区としてもいろいろ要請をしてみますが、こぞってその生産物につきましても、一つ交渉、あるいは機械の売買につきましてもそういった助成を求められればなと思っています。

少しでも若い世代、担い手がふえるような施策になればなと思っています。いろいろ申し上げまして、私の思ったところを述べさせていただきました。

以上になります。

議 長

ありがとうございました。

次に、4番 遠藤伊一委員、お願いします。

4 番

(遠藤伊一委員 挙手)

議 長

4番。

4 番

私の番だったというのはさっき気づいて、申しわけございません。ちょっと頭の整理がつかない中でのお願いということになりますけれども、提言というよりも、私の今までやってきてちょっと確認をしたい件がありましたので、それをちょっとここでお話しさせてもらおうかなと思います。

この間文化センターで、中間管理機構で質問ないかっていうので時間をとってもらったわけですが、そこで言ったんでは、とても農業委員としての立場でつまらない質問だなと言われそうだったもので、ちょっとここで再度考えたいところだったんですけれども、国で管理していた転作事業というか、転作をもう解除したので、中間管理機構を利用して農地を規模拡大して、農地を借りて自分でやりたいという生産者がいたわけです。それで、中間管理機構を通して自分の耕作していた隣の面積を借りるということで、あっせんをして手続をしました。それで、今度その出し手の方にもお金が入るように手続に入ったわけです。そうしたら、借りている人が認定農業者ではなかった。これ私もミステークだったんだけど、認定農業者ではなかったし、転作もやっていなかったということで、昔の時代と違って、自由と言ったらおかしいけれども、我々はあるわけでありまして、実質的には転作をしないで耕作をしていたという生産者でありましたので、中間管理機構を通さず、普通の第3条でやってしまったという経過があります。

今もそういう生産者がいれば、やはり中間管理機構で受け付けしてくれないのかなと思って、それをちょっと確認したいんですけれども。要するに、転作配分をある程度自主的にやっていない、あと認定農業者ではない。これは考えてみると、おまえしろという指導を私はしなきゃいけないわけなんだけれども、そういう人だったもので、今はどうなのかなと思って。中間管理機構で受け付けませんか、そういう方のやつは。

という確認です。今は即答はいいです。そういう経験がありましたので、そ

こら辺ちょっと、私も悪いところもあるもので、よろしくお願ひしたいなと思います。

議長 即答はいいということですが、わかれば。（「次回のその他で」の声あり）

では、今3名の方から貴重なご意見をいただいたわけですが、皆さんのほうから何か質問とかありましたら。

16番 (山王堂民衆委員 挙手)

議長 16番。

16番 16番 山王堂です。

さっき江口委員のおっしゃられたこと、大変わかります。その中で、後継者がいないということは、やっぱりもうからない、機械代がかかる、やっぱりそこが問題だったら、その後継ぎに対して助成、機械の助成、直接、新規就農じゃないから5年間の助成なんてできないと思うんですけども、機械に対して2分の1助成とかそういう、私別な産業なんですけれども、農水省管轄で、去年経営移譲をしました。そうしたら、機械の助成ありますからこれ申し込んでくださいというのが来まして申し込みました。そういう農業もあります。だから、こういう全体の農業の中でも、国では考えてほしいなという要望をつけ加えていただきたいと思います。

3番 今山王堂委員が言っておられたこともですし、我々もそういったところで頑張らなくちゃならないのかなと思っていますので、皆様方のご意見とか、そういったものを持って帰るようにいたします。

議長 後継者が出た場合には、何らかの手当をしていただきたいと思います。

16番 機械の助成をすると。金ではなくて、機械を買うとき、現物のときはちゃんと明細書書いて、してほしいと。要望です。

議長 そのほかありませんか、ただいまの意見等について。

職務代理の意見の中で、スムーズに会議をするためにはお茶とかお菓子があつたほうがいいという話でありましたが、その辺の予算の裏づけというか、ぜひあればいいなということをおられました、何か方策ないもんだかなと思っているんですけども、事務局、何かありませんか。（「ふるさと納税から出したりしてな」の声あり）

吉田主任 (挙手)

議長 吉田主任。

吉田主任 来年度予算ではあるんですけども、市民が参加するような意見交換会、こういったものに対して飲み物を支給すると、こういった予算取りのほうで来年度予算に上げまして、一応口頭ではあるんですけども、内々的にはその分は認めていただいているところであります。

希望としましては、大体1つの会議で2箱分、要は24本が2箱で48本分の5回分として考えていましたので、各ブロックの意見交換会がそれぞれ1回実績としてありましたけれども、来年度プラスアルファで幾つかはご用意できるのかなと。

ただ、この条件としては、やっぱり説明会という一方的なものではなくて、意見を吸い上げるようなそういった場に限られるという、ちょっと会議の種類も限定されるわけですが、そういったものにはこのような用意ができるということでもあります。

議長 会議の内容によっては、そういったお茶代も出る、出るというか予算請求しているということですので、なかなか難しいところがあると思いますが、一歩前進ということで捉えていただければと思います。

やっぱり人・農地プランとかの話し合いでも、何もないとちょっとね。せっかく集まってもらってお茶もない、何もないではなかなか話が進んでいかないというのがありますので、ぜひそういったことで、出していただきたいものだなと思います。

県の会議あたりだとお茶出るんだよな。農協さんも出るけど。そんなに高いものじゃないんだから、出していただければと思います。

では、3名の方の発表に対して、皆さんからほかにありませんか。

18番 (鈴木晃子委員 挙手)

議長 18番。

18番 小関委員のファシリテーターの会議についてなんですけれども、女性委員としても全国のほうと、あと県のほうと、ファシリテーターを入れた会議を何回か開催させていただいてまして、そのよさというかその辺も実感しております。やっぱりお茶とお菓子があるというのが、本当に皆さんの意見を、忌憚のない意見を出せる場でありまして、附箋紙というものに1人ずつ意見を書くことで、発言力のある方はもちろん、発言をなかなかできない、緊張してなかなか発言できない方とか、思いはあってもなかなか言い出せないという方の意見も出せて、とても場が盛り上がりますし、だんだん本当にまとまって行って、みんなが同じ思いでこれを何とかしようという気持ちに最後にはなって、結束が固まり、次の会はいつしようっていう形に持っていけるという実感を樋渡委員と私でしてございまして、それも地区でするのもいいなと思うんですけれども、女性は女性で、米沢の女性でできるところからやりましょうということで、今計画中であります。なので、ちょっと実践してみないとどういふものかというのとはわかっていただけないかなとは思いますが、一度やってみるといふのが、次に進めるステップかなと思いますので、小関委員の意見には大賛成で、何かお手伝いがあればさせていただきたいと思っております。

- 議 長 ありがとうございます。
 そのほかありませんか。
 それでは、農政振興等に関する改善意見や施策について、意見、質問がなければ、その他皆さんのほうからありませんか。
- 全 委 員 なし。
- 議 長 では、ないようですので、以上で本日の第29回米沢市農業委員会定例総会を閉会といたします。
 大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。
- 閉 会 午前10時10分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

令和元年12月17日（火）

米沢市農業委員会

議長

伊藤 精司

議事録署名委員

二宮 啓一

議事録署名委員

佐久間 英之